

### ★ご挨拶

最近、業界内外を問わず様々な方とリサイクルに関する討論をさせて頂く機会があり、この業界に対する新しい視点に気づかせて頂きました。

興味深かったのは、リサイクル業界で長く勤めている方ほど業界に対する評価が低く、逆に業界経験の短い方や他業界の方ほど、評価が高いという点です。

「隣の芝生は青い」ではありませんが、これはどの業界でも言えることではないかと思いました。

大事なのは、業界への自己肯定感（業界肯定感とでも言うのでしょうか）を高めることであり、自社だけで何でも取組もうとせず、業界内企業や他業界の企業、又は一般市民の方といったステークホルダーの方々と共同で、業界の情報発信を行う姿勢だと強く感じています。

### ★様々な廃棄物が混合している場合



マニフェストは原則「種類毎に1枚交付する」とされていますが、現実的には難しいケースが多々存在します。

例えば、解体工事現場から排出された廃棄物には、様々な種類がごちゃごちゃになった状態のものがあったり、車やフォークリフトに使用されている鉛バッテリーは、「鉛の電極」「プラスチックのケース」「硫酸液」が、人力では分別できない状態で廃棄されます。

このような場合に、廃棄物の種類毎にマニフェストを交付していたら、交付担当者はたまったものではありません。

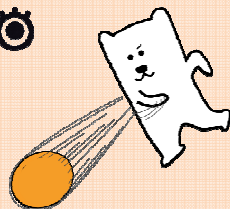
こういうケースに対して環境省は「1枚のマニフェストにまとめてもいいですよ」と通知を発行しています。但し条件があり、「廃棄物としての発生段階から一体不可分の状態で混合していること」とされています。「一体不可分」とは、簡単に言うと“分別できない状態”のことを指します。



### ★今月のコラム ～パン系ヒーローを廃棄物の視点で検証する～

これまでに、パン系ヒーローが顔を頻繁に交換する行為を廃棄物の視点で検証してきましたが、不法投棄に該当してしまった場合、どのような罰則を被るのでしょうか。

廃棄物処理法には『両罰規定』という決まりがあります。会社の従業員が不法投棄をした場合、従業員には「1,000万円以下の罰金又は5年以下の懲役」の刑罰が科されます。雇い主である企業は、例え従業員の勝手な判断で不法投棄が行われたとしても、そんな従業員を雇用していた責任があるため、企業に対しても「最大3億円以下の罰金」が科されることとなります。今回のケースでは、パン工場が法人格を持っているのであれば雇い主である、某おじさんも罪に問われることとなります。確かな情報では、某おじさんとB子さんは血縁関係などは無いそうなので、従業員という可能性が高いと思われます・・・。



### ★マニフェストの「名称」、「種類」欄はどう書くのか？

例えば、鉛バッテリーを廃棄する場合は、マニフェストの種類欄の「金属くず（鉛の電極）」、「廃プラスチック類（プラスチックのケース）」、「特別管理産業廃棄物の廃酸（硫酸液）」にチェックを入れます。

この場合、鉛バッテリーが3種類のものから構成されていることや、内部に満たされている硫酸液が特別管理産業廃棄物に該当することを、排出事業者としてしっかりと理解しておくことが重要となります。

なお、マニフェストの名称欄は、排出事業者が分かる名称で記載すればよいので、単に「鉛バッテリー」と記載したり、「建設混合廃棄物」などと記載する方法があります。

産 業 廃 棄 物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)	
	種類	数量	種類	数量
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器(砕)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input checked="" type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)	

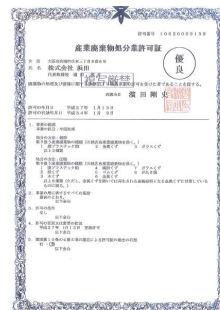
### ★混合物を廃棄する際に注意すること



混合物を廃棄する際、処理委託契約書の“廃棄物の種類”欄に「鉛バッテリー」というように、混合物の名称を書いてしまうケースがありますが、これは間違いです。

契約書には産業廃棄物の正しい名称を記載する必要があります。鉛バッテリーの場合は「金属くず」「廃プラスチック類」「特別管理産業廃棄物の廃酸」と記載します。

また、処理を委託する業者を選定する際は、許可証に記載されている“取り扱う廃棄物の種類”欄に注目しましょう。



例えば、建設系の混合廃棄物を委託する場合は、許可証内に「建設混合廃棄物」を明確に記載されている業者を選定する方法が簡単ですが、そんな許可証はまずありません。もう1つの方法は、混合廃棄物に含まれている廃棄物の種類が何かを特定し、それら全ての許可を持っている業者に依頼することになります。

発行：株式会社浜田  
CSR担当 今井  
TEL：072-686-3500